

令和2年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件

予算

- 1 令和2年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和2年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算

条例

- 1 墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区保育所条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区子育てひろば条例等の一部を改正する条例
- 11 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

契約

- 1 庁舎リニューアルプランに基づくエレベーター更新工事請負契約
- 2 曳舟文化センター大規模改修工事請負契約

その他

- 1 曳舟文化センターの指定管理者の指定について

報告

- 1 令和元年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和元年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和2年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件概要

条例

1 墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(2.3.31公布、3.1.1一部施行)により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和3年1月1日(施行期日以後の期間に対応する延滞金について適用する。)

2 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において、次のように個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大する。

事 務	特定個人情報
・墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報

(2) 施行期日

公布の日

3 墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(2.3.31公布、3.1.1一部施行)により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和3年1月1日(施行期日以後の期間に対応する延滞金について適用する。)

4 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正（2.3.31 公布、3.1.1 一部施行）により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和3年1月1日（施行期日以後の期間に対応する延滞金について適用する。）

5 墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正（2.3.31 公布、3.1.1 一部施行）により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和3年1月1日（施行期日以後の期間に対応する延滞金について適用する。）

6 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正（2.3.31 公布、3.1.1 一部施行）により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和3年1月1日（施行期日以後の期間に対応する延滞金について適用する。）

7 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地域集会所の料金体系の見直しに伴い、利用料金の額（上限額）等を次のように改めるとともに、東あずま公園集会所の管理を指定管理者に行わせるほか、地域集会所の施設を学童クラブに利用することができるよう、所要の改正をする。

名称及び種別		区分		
		利用料金（1室につき）		
		午前	午後	夜間
立川集会所	会議室	1,800円	2,400円	2,400円
寺島集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
千歳集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円

八広中央集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
曳舟集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
押上集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
東向島集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
八広一丁目集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
東墨田うめぞの集会所	第一和室	1,800円	2,400円	2,400円
	第二和室	930円	1,200円	1,200円
横川三丁目集会所	集会室	2,200円	2,900円	2,900円
	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
江東橋集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
一寺言問集会所	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
業平三丁目集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
	小多目的室	930円	1,200円	1,200円
立花四丁目集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
京島第一集会所	集会室	2,600円	3,400円	3,400円
京島第二集会所	集会室	2,600円	3,400円	3,400円
なりひら神明橋集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
太平四丁目集会所	集会室	2,200円	2,900円	2,900円
東あずま公園集会所	和室	930円	1,200円	1,200円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
東駒形集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
梅若橋集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
	料理室	2,600円	3,400円	3,400円
横川集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円

(2) 施行期日等

令和3年4月1日

指定管理者の指定の手續その他の準備行為は、施行期日前においても行うことができることとする。

8 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(2.3.31 公布、3.1.1 一部施行)により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

令和3年1月1日(施行期日以後の期間に対応する延滞金について適用する。)

9 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区立川保育園の改修工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

〔現在の位置〕墨田区立川一丁目5番2号

〔仮園舎の位置〕墨田区亀沢二丁目24番6号

〔仮園舎設置期間〕令和3年3月20日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日

令和3年3月20日

10 墨田区子育てひろば条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

文花子育てひろばの新施設の供用を開始することに伴い、同ひろばの施設の位置を次のように改めるほか、同ひろばのイベントルームを利用するための必要な手続を定める。

現 行	改 正 案
墨田区文花一丁目20番3号	墨田区文花一丁目20番7号

(2) 施行期日

本年12月1日(一部の改正規定については、公布の日)

11 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正(2.6.17 公布、同日施行(2.4.1 適用))を踏まえ、次のとおり介護補償額の改定を行うほか、所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
介護に要する費用を支出して介護を受けたとき(他人介護)。【上限】	165,150円	166,950円	82,580円	83,480円

親族等による介護を受けたとき（家族介護）。 【最低保障】	70,790円	72,990円	35,400円	36,500円
---------------------------------	---------	---------	---------	---------

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

契約

1 庁舎リニューアルプランに基づくエレベーター更新工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 4億9,500万円
- (4) 契約の相手方 東芝エレベータ株式会社
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和5年9月29日まで
- (6) 支出科目等 令和2年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費 一般管理費 工事請負費
令和3年度 債務負担行為
令和4年度 債務負担行為
令和5年度 債務負担行為

2 曳舟文化センター大規模改修工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区京島一丁目38番11号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 14億9,930万円
(予定価格14億9,975万円)
- (4) 契約の相手方 坂田・岡本建設共同企業体
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和3年12月17日まで
- (6) 支出科目等 令和2年度 墨田区一般会計 区民生活費 文化振興費
曳舟文化センター費 工事請負費
令和3年度 債務負担行為

その他

1 曳舟文化センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、曳舟文化センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 曳舟文化センター
- (2) 指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (3) 指定期間 令和4年1月1日から令和8年3月31日まで